

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業
応募要領

本事業は、令和8年度予算に係る事業であることから、本企画競争に係る契約締結は、予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

第1 事業名

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業

第2 事業目的及び概要

1 目的

別紙、仕様書の1事業目的のとおりとする。

2 事業概要

別紙、仕様書の2事業内容のとおりとする。

3 事業成果の報告

受託者は、以下の（1）から（3）を提出期限までに農林水産省輸出・国際局知的財産課に提出すること。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、本事業の成果等を記載した別に定める委託事業実績報告書を提出すること。

※電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

- （1）事業実施報告書（紙）3部（提出期限 令和9年3月23日（火））
- （2）事業実施報告書（CD-R又はDVD-R）1枚（提出期限 令和9年3月23日（火））
- （3）事業実施報告書 電子ファイル一式をメールにて提出

第3 予算額（委託費の限度額）

70,502,000円（消費税及び地方消費税込み）以内とする。

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省府統一資格）「A」、「B」、「C」、又は「D」の等級に格付された者であること。
- （4）農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5）経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- （6）複数の団体が本委託事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。

この場合において共同事業体は、本委託事業を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要があり、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託事業に係る競争の参加及び事業の委託契約手続を行うものとする。

また、全構成員は、上記（1）から（5）までの要件に適合していることが必要であるとともに本企画競争において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

第5 契約期間

契約期間は契約締結日から令和9年3月23日（火）までとする。

契約は、国と契約候補者との間で委託契約に関する協議が調い次第締結する。

第6 応募に係る説明会の開催

本件に係る説明会については、「Web会議システム」を用いて開催する。

1 開催日時：令和8年1月30日（金）13:30～14:30

2 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別紙様式第1号）を令和8年1月29日（木）17:00までに下記の提出先へ提出すること。

（提出先）

syubyo_kikaku /atmark/maff.go.jp

*スパムメール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しているので、送信の際は「@」に変更すること。

*接続確認が必要な参加希望者には説明会開催までに、順次、接続テストの連絡をするので連絡がとれる体制を整備すること。接続確認の依頼がなく、説明会当日に接続不良等により会議に参加できなかった場合の個別対応はできない。

3 説明会への出席の有無は、第4の応募資格とはしない。

第7 参加表明書に関する事項

1 参加表明書及び提出書類の作成

応募者は「企画競争参加表明書」（別紙様式第2-1号、又は共同事業体での応募の場合は別記様式第2-2号）により参加表明書を作成し、以下の（1）から（5）までの添付書類と併せて提出すること。

（1）企画提案書（別紙様式第3号）及びこれに付随する以下の書類

① 過去に類似事業の実績があれば、これに関する資料（様式任意）
※共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

② その他参考となる資料

（2）第4の（3）を証するものとして、令和7・8・9年度「資格審査結果通知書（全省統一資格）」の写し。

※共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

（3）業務内容を示したパンフレット（又はリーフレット）

（4）民間企業にあっては、営業経歴書及び最新の決算（営業）報告書1年分（又はそれに準じるもの）

（5）民間企業以外の者にあっては、定款又は寄附行為及び最新の決算（営業）報告書

- 1 年分（又はそれに準じるもの）
- 2 提出期限及び提出方法
- （1）提出期限
令和8年3月9日（月）正午必着とする。
- （2）提出方法
上記（1）までに、原則、電子メールに整理番号【084007】を付して提出すること。（詳細は別添のとおり）
なお、郵便・信書便の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。
- 3 提出先
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
農林水産省大臣官房予算課契約班（本館1階、ドア番号「本135」）
- 4 作成・提出に当たっての注意事項
- （1）日本語で作成するものとする。
- （2）1応募者が提出できる企画提案は1提案までとする。
- （3）提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。
- （4）企画提案書等の提出者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第4号）について企画提案書の提出前に確認しなければならず、企画競争参加表明書の提出をもってこれに同意したものとする。
- （5）暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第4号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた書類は、無効とする。

第8 応募する企画提案（企画提案書）の内容

- 1 事業実施体制
以下について、事業担当者数、人員配置計画、各担当者の経験、各担当者へのバックアップ体制等を明記すること。
- （1）事業の準備に関し、事業実施に関わる関係者との連絡調整を行う体制
- （2）事業の準備から実施までの対応体制
なお、再委託をする場合には、再委託先の事業者名、再委託金額及び担当する業務の内容を明記すること。
また、再委託には以下の制限があるので留意すること。
- 【ア】事業の全部を一括して請け負わせてはならない。
- 【イ】事業の主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）を請け負わせてはならない。
- 【ウ】再委託の合計金額は委託費の限度額の50%以内としなければならない。
ただし、以下の場合は上記【イ】、【ウ】の制限を適用しないこととする。
- 【エ】再委託する業務が海外で行われる場合
- 【オ】広告・放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
- 【カ】会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合
なお、上記【ウ】の再委託の比率は、上記【エ】～【カ】に該当する再委託の金額を委

託費の限度額から減算して計算した率とする。

- 2 事業の準備から実施及び報告書提出までのスケジュール
- 3 再委託の有無（委託内容及び委託金額）
- 4 第三者と共同提案を行う場合、それぞれの事業分担及び金額
- 5 積算内訳（別紙様式第5号）（再委託先の内訳を明記すること。）
- 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定、次世代育成支援対策推進法に基づく認定及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定をうけている者である場合は基準に適合し、認定されている者であることを企画提案書に記載すること。また、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を提出すること。

※共同事業体での応募の場合は、全構成員分を提出すること。

第9 審査方法

- 1 提出された企画提案書について、「第10 審査基準及び審査項目」に基づいて採点・審査を行い、採点した得点の最上位の者（最上位の者が複数ある場合は、最高得点を獲得した審査項目が最も多い者とし、更に当該数が同一の場合にあっては、審査委員会が選定した者）を本委託事業の委託契約候補者として委員長が支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）（以下「支出負担行為担当官」という。）に推薦するものとする。

なお、契約候補者から契約候補辞退届（別紙様式第6号）の提出があった場合は、採点した得点が次に高かった者を契約候補者として、支出負担行為担当官に推薦することとする。

- 2 審査の方法については、非公開とする。

- 3 企画提案会の開催

企画提案会については、「Web会議システム」を用いて開催する。説明時間等の詳細については、有効な書類を提出した者に対して令和8年3月10日（火）18時までに連絡する。なお、応募者の多寡により、書面審査とする場合がある。

・開催日：令和8年3月11日（水）

第10 審査基準及び審査項目

企画提案書の審査に当たっては、事業目的（第2の1）の達成について判断するため、事業を確実にかつ効率的・効果的に実施できるか、次の項目について採点を行う。

- 1 実施体制の適格性（①安定性（組織の財政的基盤の安定性）、②透明性（運営の公開性、透明性の高さ））
- 2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等（③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）、④実績）
- 3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性（⑤整合性（現状の課題を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。）、⑥具体性（目的達成のための具体的な事業実施内容になっているか。））
- 4 実施方法の効率性（⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。）、⑧実行性（環境整備に関する取組への検討力・実施力）、⑨プロデュース力（事業全体のコーディネート（提案内容から把握する。）））
- 5 経費配分の適正性（⑩綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。）、（⑪費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか。）））
- 6 ワーク・ライフ・バランス等の推進（⑫ワーク・ライフ・バランスを推進する企業と

して、（1）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、（2）次世代育成支援対策推進法、（3）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定を受けているか。）

第 11 審査結果の通知

審査結果は、提出期限後、おおむね 2 週間以内に参加者に対し文書により通知する。

第 12 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

第 13 契約保証金の扱い

会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 9 第 1 項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第 100 条の 3 第 3 号の規定により免除する。

第 14 委託費の支払い方法

委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができる。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第 58 条ただし書に基づく協議が調った日以降とする。

第 15 成果品（著作権等）の帰属等

1 著作権等

受託者は、この事業によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引き渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

2 特許権等

研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、及び外国におけるこれらの権利に相当する権利（以下「当該知的財産権」という。）が得られた場合、受託者が以下①から④までの事項の遵守すること、公共の利益や農林水産省による政策の実施に悪影響を生じさせないことを条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする。

①研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。

②農林水産省が公共の利益や政策の実施等のために研究成果や当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して無償で実施許諾すること。

③当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。

④当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、あらかじめ農林水産省の承認を受けること。

第 16 その他

1 過去の事業の成果報告書について、公示期間中に限り、輸出・国際局知的財産課にて

閲覧可能とする。なお、閲覧時間は、行政機関の休日を除く 10：00～17：00（ただし、12：00～13：00 の間は除く。）とし、閲覧を希望する場合は閲覧希望日の前日までに以下「第 17 1 事業に関する窓口」に連絡すること。

不明な点については、「第 17 応募・照会窓口」までお問い合わせ願いたい。

- 2 応募者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むように努めること。

第 17 応募・照会窓口

1 事業に関する窓口

農林水産省輸出・国際局知的財産課種苗室（本館 4 階、ドア No. 本 469）

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03（6738）6443

2 契約締結に関する窓口

農林水産省大臣官房予算課（本館 1 階、ドア No. 本 135）

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話：03（6744）7162

※受付曜日：月曜日～金曜日（行政機関の休日を除く。）

※受付時間：10：00～17：00

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

農林水産省輸出・国際局知的財産課 御中
(電話番号: 03-6738-6443)

住 所
商号又は名称
代表者氏名

応募に係る説明会出席届

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業の応募に係る説明会への出席を希望します。

なお、説明会の出席等に関する当社の担当者は、下記のとおりです。

記

○担当者

所属・役職

担当者氏名

(※2名以上出席する場合は他○名と記載すること。)

電話番号

メールアドレス

(別紙様式第2-1号) ※単独での応募の場合

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

企画競争参加表明書

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業の企画競争に参加することを表明します。

○担当者

所属・役職

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

(別紙様式第2-2号) ※共同事業体での応募の場合

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

【共同事業体代表者】

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

企画競争参加表明書

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業の企画競争に下記のとおり共同事業体により参加することを表明します。

また、契約の候補者となった場合は、契約締結前までに共同事業体の構成・運営等に関する協定書を作成し提出します。なお、規約書等には、事業分担及び考え方並びに実施体制について、明確に記載します。

記

1. 共同事業体名：

2. 共同事業体の構成員及び担当業務

	住所及び商号又は名称	分担事業内容
代表者	〒	
構成員	〒	
構成員	〒	

(別紙様式第3号)

企画提案書

実施体制
ワークライフバランスに関する推進等
<p>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業、行動計画）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、トライくるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業、行動計画）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けている場合は、</p> <ul style="list-style-type: none">・基準に適合し、認定されている者であることを企画提案書に記載して下さい。 (基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を提出して下さい。)
事業目的及び事業内容
<p>(1) 審査基準（案）の作成 に向けた取組</p> <p>※ 取組内容、実施スケジュール等を含めた条件をわかりやすく記載して下さい。</p> <p>(2) 登録品種等の標本・DNAの保存等の取組</p> <p>※ 対象植物種類、対象とする手法、スケジュール等の条件をわかりやすく記載して下さい。</p> <p>(3) 品種識別技術の開発・高度化、品種登録審査及び育成者権侵害立証への技術導入実証</p> <p>※ 取組内容、実施する理由、対象とする手法、実施スケジュール等の条件をわかりやすく記載して下さい。</p> <p>(4) 上記のほか、植物品種海外流出防止又は植物品種保護制度の運用改善に資する課題と解決策</p> <p>※ 取組内容、実施する理由、スケジュール等を含めた条件をわかりやすく記載して下さい。</p>

下さい。
提案者の類似事業の実績
担当者の専門的知見を示す業績
その他

審査項目一覧

審査項目	提案書頁番号
1 実施体制の適格性	
①安定性（組織の財政基盤の安定性）	※企画提案書の該当ページを記載
②透明性（運営の公開性、透明性の高さ）	
2 知見・専門性及び類似・関連事業の実績等	
③専門性（主たる責任者に管理能力があり、専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか。）	
④実績	
3 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性	
⑤整合性（現状の課題を正確に把握し、事業目的、趣旨と合致した提案内容になっているか。）	
⑥具体性（目的達成のための具体的な事業実施内容になっているか。）	
4 実施方法の効率性	
⑦計画性（事業実施期間を有効に使うスケジュールとなっているか。）	
⑧実行性（環境整備に関する取組への検討力・実施力）	
⑨プロデュース力（事業全体のコーディネート（提案内容から把握する。））	
5 経費配分の適正性	
⑩綿密性（事業内容に見合った経費で精度の高い積算がなされているか。）	
⑪費用対効果（最小の経費で最大の効果を狙っているか。）	

6 ワークライフバランスの推進等（⑫ワーク・ライフ・バランス等の推進等（ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、法令に基づく認定を受けているか））

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、企画競争参加表明書の提出をもって誓約します。

(別紙様式第5号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る積算

区分	予算額	備考
人件費 審査基準（案）の作成 標本・DNAの保存 品種識別技術の開発 その他提案	円 円 円 円 円	※項目は提案に応じ適時変更して下さい (例) 単価A×時間、単価B×時間、単価C×時間
事業費 審査基準（案）の作成 標本・DNAの保存 品種識別技術の開発 その他提案	円 円 円 円 円	※区分の項目ごとに記載して下さい (例) ・会議等開催費 ○○円 旅費、謝金、資料… ○○円(単価×回数) ・資材費、リース費… ○○円 ・通信運搬費 ○○円 等
再委託費	円	
一般管理費	円	(人件費+事業費+一般管理費) ×10%
消費税相当額	円	
計	円	

- (注)
 - ・再委託がある場合、再委託先の内訳を明記すること。
 - ・必要に応じて、資料を添付すること。
 - ・備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠を詳細に記載すること。
 - ・一般管理費及び率等を利用して経費を計上する場合、一般管理費率は総事業（再委託を除く（精算時も同様とする。））の10%以内とする。
 - ・備品（原形のまま比較的長期の反復使用に耐え得るものうち取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。
 - ・人件費の算定については別添「委託事業における人件費の算定方法等の適正化について」を参照すること。また、根拠となる資料を添付すること。
 - ・消費税等の算出には、10%で1円未満の端数は切り捨てで計算すること。（ただし、消費税率の変更があった場合には、改訂後の税率とします。）

(別紙様式第 6 号)

令和 年 月 日

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏名

契 約 候 補 辞 退 届

令和 8 年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に関する契約候補について、○○○の理由により、辞退します。

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業 仕様書

1 事業目的

我が国で開発された優良な植物品種は海外の輸出市場でも高く評価されているが、正当な対価が支払われることなく海外で無断に栽培・販売される事態が増加しており、こうした事態が更に拡大すれば、農産物輸出への更なる悪影響が懸念され、植物品種の保護は喫緊の課題となっている。

本事業では、国内外における新品種の品種登録の迅速化、侵害対策の推進等により植物品種保護を強化することで、農産物の海外での競争力を確保することを目的とする。

2 事業内容

本事業において次の（1）から（4）までに掲げる内容を実施すること。

なお、受託者は、本事業の進捗及びそれに応じた取りまとめの方向性について、農林水産省輸出・国際局知的財産課担当職員（以下「監督職員」という。）と密接な情報共有を図ること。

（1）審査基準（案）の作成に向けた取組

① 実施内容

受託者は、国内外における新品種の品種登録の迅速化を図るための審査基準（案）の作成に向け、②に掲げる品目の栽培及び調査を実施し、育成された品種を適切に品種登録審査するために必要な形質及び標準品種を提案すること。UPOV テストガイドラインがある品目については、UPOV テストガイドラインに準拠した審査基準（案）が作成できるよう、日本においても適切に品種登録審査を実施できるかを調査し、形質の追加・削除・修正を提案すること。

② 実施品目

アマノリ属、茶種、アカクローバ種

受託者が上記3品目に加えて調査する場合は、実施品目の選定理由とともに、監督職員に提示し承諾を得ること。

③ 調査結果の取りまとめ

受託者は、調査品目ごとに、調査方法、調査結果の根拠となるデータ（写真を含む。）を取りまとめて提出すること。

（2）登録品種等の標本・DNAの保存等の取組

① 実施内容

受託者は、②に掲げる品種について標本・DNA資料の作成及び保存を行うとともに、当該資料の適正な利用を図ること。また、保存中の標本・DNA資料から、品種ごとの遺伝子型データベースを作成すること。

なお、平成 20 年度から令和 7 年度までの登録品種の標本・DNA 保存等事業等において作成及び保存された標本・DNA 資料については、令和 7 年度の受託者の保管場所から移送し、保存すること。

② 保存する標本・DNA 資料

平成 20 年度から令和 7 年度までの登録品種の標本・DNA 保存等委託事業等において作成及び保存された標本・DNA 資料のうち育成者権の存続している品種（登録品種）並びに審査中の出願品種及び令和 8 年度に新たに出願される品種のうち、栄養繁殖性品種であり育成者権者又は出願者の了承を得られた品種

③ 実施内容のとりまとめ

受託者は、出願番号、登録品種名称又は出願品種名称、植物体の入手年月日及び保存状況を一覧に取りまとめて報告すること。

（3）品種識別技術の開発・高度化、品種登録審査及び育成者権侵害立証への技術導入実証

① 実施内容

受託者は、品種登録審査及び育成者権侵害立証における遺伝子情報、画像情報等の活用を目的とした、品種識別技術の開発・高度化、品種登録審査への技術導入の実証並びに遺伝子型や画像の品種識別データベース（解析結果を一覧できるように Excel、系統樹等で取りまとめたもの）への追加及び整理を行う。なお、技術導入の実証に当たっては、国立研究開発法人農業・食品産業技術研究機構種苗管理センター（以下「種苗管理センター」という。）のデータ及びノウハウを活用し既存の特性調査と比較するとともに、種苗管理センターにおける新技術の実施に必要な作業手順マニュアルを整備すること。

② 実施品目

受託者は、いちご、りんご、ぶどうに加え、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月策定、令和 7 年 5 月農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入規制への対応等に関する関係閣僚会議改訂）における輸出重点品目のうち、複数品目を選定すること。選定に当たっての考え方（選定理由等）についても企画提案書に明記すること。

③ 実施内容のとりまとめ

受託者は、①の実施結果を資料にまとめ、農林水産省に報告すること。途中経過については、監督職員にメール等で中間報告し、最終取りまとめに向けて監督職員と協議すること。なお、農林水産省が指定した課題については、年複数回の検討会を開催し、事業の役割分担、進捗確認を行うこととし、最終検討会において確認された成果や課題を農林水産省に報告すること。

（4）上記（1）～（3）以外の植物品種海外流出防止又は植物品種保護制度の運用改善に資する課題と解決策

3 実施期間

契約締結日から令和9年3月23日（火）まで

4 事業実績報告等の提出

事業期間中及び事業が終了した際に納入する報告書等については以下のとおりとする。

（1）提出時期

令和9年3月23日（火）まで

（2）提出部数

受託者は、以下①から③を監督職員に提出すること。また、本事業を終了したとき（本事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、本事業の経過等を記載した別に定める委託事業実績報告書を1部提出すること。

① 事業実施報告書 紙媒体 3部

② 事業実施報告書 C D - R 又は D V D - R 1枚

③ 事業実施報告書 電子ファイル一式をメールにて提出

（3）提出先

農林水産省輸出・国際局知的財産課（本館4階ドアNo.本469）

※電磁的記録媒体については、ウイルスチェックを行った上で納入することとし、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを貼ること。

5 成果品（著作権等）の帰属等

（1）著作権等

受託者は、この事業によって生じた納入成果品に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、納入成果品の引き渡し時に農林水産省に無償で譲渡するものとし、農林水産省の行為について著作者人格権を行使しないものとする。

（2）特許権等

研究成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、及び外国におけるこれらの権利に相当する権利（以下「当該知的財産権」という。）が得られた場合、受託者が以下①から④までの事項の遵守すること、公共の利益や農林水産省による政策の実施に悪影響を生じさせないことを条件に、農林水産省は受託者から当該知的財産権を譲り受けないこととする。

① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること。

- ② 農林水産省が公共の利益や政策の実施等のために研究成果や当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省又は農林水産省が指定する者に対して無償で実施許諾すること。
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき第三者に当該知的財産権を実施許諾すること。
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、あらかじめ農林水産省の承認を受けること。

6 環境への配慮

- (1) 受託者は、委託事業の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。
 - ① 適正な施肥
 - ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
 - ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
 - ・土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）等
 - ② 適正な防除
 - ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
 - ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等
 - ③ エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
 - ④ 悪臭及び害虫の発生防止
 - ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
 - ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等
 - ⑤ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等
 - ⑥ 生物多様性への悪影響の防止
 - ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
 - ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）

- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

⑦ 環境関係法令の遵守等

- ・環境と調査のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）

（2）受託者は、委託事業の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式1を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、アからカまでの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- | |
|--|
| ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。 |
| イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。 |
| ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。 |
| エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。 |
| オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。 |
| カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。 |

7 その他

（1）受託者は、企画提案書のとおり事業を実施すること。

- (2) 本事業における人件費の算定等にあっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従うこと。
- (3) 個人情報の取り扱い
 - ① 個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に規定する情報をいう。以下同じ。）の取扱い及び管理について、個人情報保護法に関する法令の趣旨に従うこと。
 - ② 個人情報について、善良な管理者の注意をもって厳重に管理するものとし、漏えい防止のための合理的かつ必要な方策を講じること。
 - ③ 本事業により知りえた情報（個人情報を含む。）について、本事業の目的以外の仕様及びその情報（個人情報を含む。）を外部に漏らしてはならない。

委託事業における人件費の算定等の適正化について

1. 委託事業に係る人件費の基本的な考え方

(1) 人件費とは委託事業に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定に当たっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

また、委託事業計画書及び実績報告書の担当者の欄に事業従事者の役職及び氏名を記載すること。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{\ast 1} \times \text{直接作業時間数}^{\ast 2}$$

※ 1 時間単価

時間単価については、契約締結時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・委託先における出向者の給与の負担割合に変更があった場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該委託事業に従事した時間外労働の実績があった場合

また、上記のほか、地域別、業種別等の賃金水準の変動に伴い、委託先において賃金改定をした場合であって、実施中の委託事業に適用される時間単価が適当でないと認められるときは、別途委託先と協議の上、時間単価を変更することができる。その場合、委託先との協議は、履行期限まで3か月以上ある場合に限り開始できるものとし、協議が調ったときは、当該賃金改定が適用された日（月を単位として適用された場合はその月）以降の人件費について、変更後の時間単価を適用するものとする。

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該委託事業に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該委託事業の遂行上やむを得ず当該委託事業のために従事した時間外労働にあっては、直接作業時間数に当該委託事業に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

（2）一の委託事業だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (1\text{月に満たない場合は、日割り計算による。})$$

2. 受託単価による算定方法

委託先（地方公共団体を除く。以下2.において同じ。）において、受託単価規程等が存在する場合には、同規程等における単価（以下「受託単価」という。）の構成要素等の精査を委託契約締結時に行った上で、受託単価による算定を認める。

○ 受託単価の構成要素を精査する際の留意点

- ア 事業従事者の職階（課長級、係長級などに対応した単価）に対応しているか。
- イ 受託単価に人件費の他に技術経費、一般管理費、その他経費が含まれている場合は、各単価及びその根拠を確認すること。
- ウ 受託単価に技術経費、一般管理費等が含まれている場合は、委託事業計画書及び委託事業実績報告書の経費の区分欄に計上する技術経費、一般管理費に重

複計上されていないか確認すること。

＜受託単価による算定方法＞

○正職員及び管理者等の時間単価は、受託単価規定等に基づく時間単価を使用すること。

○出向者、嘱託職員の受託単価計算

事業従事者が出向者、嘱託職員である場合は、受託単価規程等により出向者受託単価、嘱託職員受託単価が規定されている場合は、それぞれの受託単価を使用することができます。ただし、出向者及び嘱託職員に係る給与については、委託先が全額を負担、一部のみ負担、諸手当が支給されていない等多様であるため、適用する受託単価の構成要素のうち人件費分について精査し、後述する実績単価により算出された人件費単価を超えることはできない。

3. 実績単価による算定方法

委託先に受託単価規程等が存在しない場合には、時間単価は以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切捨て）

＜実績単価の算定方法＞

○正職員、出向者（給与等を全額委託先で負担している者に限る。）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費等}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年又は前年度若しくは直近1年間の支給実績による算定が困難な場合は、別途委託先と協議の上定めるものとする（以下同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面

で支給されているものは除外する（以下同じ。）。

- ・年間法定福利費等は、健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償及び退職手当引当金の年間事業者負担分とする（以下同じ。）。
- ・年間理論総労働時間は、年間総支給額の算定期間に係る営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日当たりの所定労働時間を算出し、これらを乗じて得た時間とする（以下同じ。）。

○出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を委託先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{委託先が負担する（した）（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

- ・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算に当たっては、当該事業従事者に対する給与等が委託先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、委託先が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（1）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該委託事業に従事した場合は、（2）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（1）原則

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間理論総労働時間}}$$

（2）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \frac{\text{（年間総支給額+年間法定福利費等）}}{\text{年間実総労働時間}}$$

- ・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。
- ・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該委託事業及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計

4. 一般競争入札により委託契約を締結する場合の例外について

一般競争入札により委託契約を締結する場合、受託規程で定める単価よりも低い受託単価又は本来の実績単価よりも低い実績単価を定めている場合は、精算時においても同単価により人件費を算定すること。

5. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課			役職 ○○○○			氏名 ○○ ○○			時間外手当支給対象者か否か											
時 日	0	…	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容
1				↔				↔												A(3h)○○検討会資料準備 B(5. 25h)○○調査打ち合わせ
2				↔				↔	↔	↔										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ
3				↔				↔	↔	↔										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備
4				↔					↔											A(9. 5h)○○調査現地調査
5				↔				↔		↔										A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
…																				
30																				
31																				
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○			A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業						合計			A(00h) B(00h) C(00h) D(00h)								

- ① 人件費の対象となっている事業従事者ごとの業務日誌を整備すること（当該委託事業の従事時間と他の事業及び自主事業等に係る従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。）。
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること（数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることが

ないよう適切に管理すること。)。

- ③ 当該委託事業に従事した実績時間を記載すること。なお、従事した時間に所定時間外労働（残業・休日出勤等）時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・委託事業の内容から、平日に所定時間外労働が不可欠な場合
 - ・委託事業の内容から、休日出勤（例：土日にシンポジウムを開催等）が必要である場合で、委託先が休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも委託先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該委託事業における具体的な従事内容が分かるように記載すること。なお、出張等における移動時間についても当該委託事業のために従事した時間として計上することができるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該委託事業以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該委託事業の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 委託先における勤務時間管理者は、タイムカード（タイムカードがない場合は出勤簿）等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認の上、記名する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成22年9月27日以降に制定する委託事業仕様書等に基づく委託事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この通知の施行日現在、既に制定されている委託事業仕様書等に基づき実施されている平成22年度の委託事業における人件費の算定等について、当該委託事業に係る委託元又は委託先において本通知の趣旨を踏まえた対応が可能な事項がある場合には、当該事項については、本通知により取り扱うものとする。
- 3 前項の委託事業仕様書等に基づく委託事業を平成23年度以降も実施する場合には、本通知を適用する。

附 則

この通知は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和8年1月19日付け7予第1942号）

（施行期日）

1 この通知は、令和8年1月19日から施行する。

（経過措置）

2 この通知の施行前に、この通知による改正前の委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知。以下「人件費通知」という。）に基づき、この通知による改正後の人件費通知と異なる取扱いをしている委託事業における人件費の算定については、この通知による改正前の人件費通知の規定を適用することができる。

様式 1

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配達業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、
その他の取組も行っていない場合は、その理由

（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、
他の取組も行っていない場合は、その理由
()

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、
その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、
その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・近隣の生物種に影響を与えるような、水質汚濁が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・近隣の生物種に影響を与えるような、大気汚染が発生しないよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・施工にあたり使用する機械や車両について、排気ガスの規制に関連する法令等に適合したものを使用する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、
その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

カ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等の向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他 ()		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、
その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

委託契約書（案）

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 瓦（以下「甲」という。）と○○○○○○（以下「乙」という。）は、令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

【契約の相手方が共同事業体の場合】

支出負担行為担当官農林水産省大臣官房参事官（経理）須田 瓦（以下「甲」という。）と■■共同事業体（以下「乙」という。）の構成員を代表する法人□□□□代表●●は、令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業（以下「委託事業」という。）の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（実施する委託事業）

第1条 甲は、次の委託事業の実施を乙に委託し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

- (1) 委託事業名 令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業
- (2) 委託事業の内容及び経費 別添委託事業計画書（別紙様式第1号）のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月23日

（委託事業の遂行）

第2条 乙は、委託事業を、別添の委託事業計画書に記載された計画に従って実施しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 甲は、委託事業に要する費用（以下「委託費」という。）として、金 円（うち消費税及び地方消費税の額○○円）を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

- （注）「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費の限度額に110分の10を乗じて得た金額である。

- 2 乙は、委託費を別添の委託事業計画書に記載された費目の区分に従って使用しなければならない。当該計画が変更されたときも同様とする。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、委託事業の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この委託事業の達成のため委託事業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ再委託承認申請書（別紙様式第2号）に必要事項を記載して甲の承認を得なければな

らない。ただし、再委託ができる事業は、原則として委託費の限度額に占める再委託の金額の割合（以下「再委託比率」という。）が50パーセント以内の業務とする。

- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。
ただし、本委託事業の仕様書においてこれらの事項が記載されている場合にあっては、甲の承認を得たものとみなす。
- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならぬ。
- 5 乙は、この委託事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の氏名又は名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第4項の変更の承認の後、速やかに前項の書面を変更し、甲に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告を求めることができる。
- 8 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

（再委託の制限の例外）

第6条 前条第1項及び第2項の規定に関わらず、再委託する業務が次の各号に該当する場合、乙は、委託事業の主たる部分及び再委託比率が50パーセントを超える業務を委任し、又は請け負わせることが出来るものとする。

- (1) 再委託する業務が海外で行われる場合
- (2) 広告、放送等の主たる業務を代理店が一括して請け負うことが慣習となっている場合
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の規定に基づく子会社若しくは財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第5項及び第6項に規定する関連会社に業務の一部を請け負わせる場合

2 前項の再委託がある場合において、再委託比率は、当該再委託の金額を全ての再委託の金額及び委託費の限度額から減算して計算した率とする。

（監督）

第7条 甲は、この委託事業の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認めたときは、甲の命じた監督のための職員（以下「監督職員」という。）に監督させができるものとする。

- 2 前項に定める監督は、立会い、指示その他の適切な方法により行うものとする。
- 3 乙は、甲（監督職員を含む。）から監督に必要な委託事業実施計画表等の提出を求められた場合は、速やかに提出するものとする。

（実績報告）

第8条 乙は、委託事業が終了したとき（委託事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託事業の成果を記載した委託事業実績報告書（別紙様式第3号）

を甲に提出するものとする。

(検査)

第9条 甲は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、これを受理した日から10日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）又は当該委託事業の履行期限の末日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうかを当該実績報告書及びその他関係書類又は実地により検査を行うものとする。

2 甲が前項に規定する検査により当該委託事業の内容の全部又は一部が本契約に違反し又は不当であることを発見したときは、甲は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、甲が乙から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受理した日から10日以内に、当該委託事業が契約の内容に適合するものであるかどうか再度検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第10条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該委託事業が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と第3条第1項に規定する委託費の限度額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第11条 甲は、前条の規定により委託費の額が確定した後、乙からの適法な精算払請求書（別紙様式第4号）を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

ただし、乙が委託事業実績報告書（別紙様式第3号）の提出に併せて、委託費の精算払請求を行った場合は、前条第1項に規定する通知の日から30日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、概算払の財務大臣協議が調った場合においては、前項の規定にかかわらず、乙の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式第4号）を甲に提出するものとし、甲は、乙からの適法な概算払請求書を受理した日から30日以内にその支払を行うものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払を受けた委託費が、第10条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託事業の中止等)

第13条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、委託事業の遂行が困難となつたときは、委託事業中止（廃止）申請書（別紙様式第5号）を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前三条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第14条 乙は、前条に規定する場合を除き、別添の委託事業計画書に記載された委託事業の内容又は経費の内訳を変更しようとするときは、委託事業計画変更承認

申請書（別紙様式第6号）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、委託事業計画書2の収支予算の支出の部の区分欄に掲げる経費の相互間における30パーセント以内の金額の流用については、この限りではない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を付すことができる。

（契約の解除等）

第15条 甲は、乙がこの契約に違反した場合、又は、正当な理由なく履行の全部又は一部が不能となることが明らかとなつたときは、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

（違約金）

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となつた場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（2）乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

（3）乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行つたとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行つたとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行つたとき。

（2）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（1）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定に

による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、入札（又は見積）心得第3条（公正な入札（又は見積）の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（属性要件に基づく契約解除）

第19条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第21条 乙は、第19条の各号及び第20条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再受託者等（再委託の相手方及び再委託の相手方が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第22条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し当該解除対象者（再受託者等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 甲は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 乙は、委託事業により納入された著作物に係る一切の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

- 2 乙は、甲の行為について著作者人格権を行使しないものとし、また、乙は当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等の取扱いに厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。
- 4 乙は、甲が著作物を活用する場合及び甲が認めた場合において第三者に二次利用させる場合は、原著作者等の著作権及び肖像権等による新たな費用が発生しないように措置するものとする。それ以外の利用に当たっては、甲は乙と協議の上、その利用の取決めをするものとする。

5 この契約に基づく作業に関し、第三者と著作権及び肖像権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

（特許権等）

第26条 甲は、この委託事業に係る研究の成果に関する次の各号に掲げる権利等（以下「特許権等」という。）を乙から承継するものとする。

- (1)特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- (2)実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- (3)意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- (4)回路配置利用権の設定の登録を受ける権利又は回路配置利用権
- (5)品種登録を受ける地位又は育成者権
- (6)著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）
- (7)外国における前各号に掲げる権利に相当する権利

第27条 前条の規定にかかわらず、前条各号に掲げる特許権等については、甲は、その特許権等を乙から承継しないことができるものとする。ただし、乙が、次の各号に掲げる事項について、履行していないと甲が認める場合には、乙は、当該特許権等を無償で甲に譲り渡すものとする。

- (1)この委託事業に係る研究の成果が得られた場合には、乙は、遅滞なく、甲にその旨を報告すること。
- (2)甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、乙は、無償で当該特許権等を利用する権利を甲に許諾すること。
- (3)当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、乙は、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾すること。
- (4)乙が、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（独占的通常実施権を含む。以下「専用実施権等の設定等」という。）をする場合には、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受けること。

イ 乙が株式会社である場合に、乙の構成員がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 乙が承認TL0（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TL0（同法第11条第1項の認定を受けた者）に特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙の構成員がその組合員に特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 前項の規定により、甲が特許権等を乙から承継しないこととする場合は、乙は、あらかじめ確認書（別紙様式第7号）を甲に提出するものとする。

(著作権等の利用)

第28条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託事業により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲において、甲が利用する権利及び甲が第三者に利用を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

- 2 乙は、甲及び甲が許諾した第三者による利用について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、委託事業の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託事業による成果である旨を明示するものとする。

(特許権等の報告)

第29条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等の出願又は申請を行った場合には特許権等出願通知書（別紙様式第8号）により、当該出願等について設定の登録等を受けた場合には特許権等通知書（別紙様式第9号）又は著作物通知書（別紙様式第10号）により、当該特許権等の出願又は申請を行った日及び当該出願等について設定の登録等を受けた日から60日以内（外国における場合は90日以内）に、それぞれ甲に報告しなければならない。

(特許権等の移転)

第30条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を甲以外の第三者に移転する場合には、当該移転を行う前に、特許権等移転事前通知書（別紙様式第11号）により、その旨を甲に報告するとともに、前3条、次条及び第32条に規定する甲に対する義務と同一の義務を当該第三者が甲に対して負う旨当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、甲との間で調整をするものとする。

(特許権等の実施許諾)

第31条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、甲以外の第三者に許諾する場合には、第28条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

- 2 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等について、自ら実施したとき又は第三者にその実施を許諾したときは、特許権等実施許諾通知書（別紙様式第12号）により、実施許諾の状況を遅滞なく報告しなければならない。

(特許権等の放棄)

第32条 乙は、本委託事業の成果に係る特許権等を放棄する場合には、当該放棄を行う前に、特許権等放棄事前通知書（別紙様式第13号）により、その旨を甲に報告しなければならない。

(特許権等の再許諾)

第33条 乙は、甲に特許権等を利用する権利を許諾した場合は、甲以外の甲が指定する第三者に無償で特許権等を利用する権利を許諾する権利を甲に許諾したものとする。

(委託事業の調査)

第34条 甲は、必要に応じ、乙に対し、実績報告書における委託費の精算に係る審

査時その他の場合において、委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第35条 乙は、各委託事業の委託費については、委託事業ごとに、帳簿を作成・整備した上で、乙単独の事業又は国庫補助事業の経費とは別に、かつ、各委託事業の別に、それぞれ明確に区分して経理しなければならない。

- 2 乙は、委託費に関する帳簿への委託費の収入支出の記録は、当該収入支出の都度、これを行うものとする。
- 3 乙は、前項の帳簿及び委託事業実績報告書に記載する委託費の支払実績を証するための証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を、乙の文書管理規程等の保存期限の規定にかかわらず、当該委託事業終了の翌年度の4月1日から起算して5年間、整備・保管しなければならない。
- 4 乙は、委託事業実績報告書の作成・提出に当たっては、帳簿及び証拠書類等と十分に照合した委託事業に要した経費を記載しなければならない。
- 5 乙は、前各項の規定のいずれかに違反し又はその他不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(旅費及び賃金)

第36条 乙は、委託費からの旅費及び賃金の支払については、いずれも各委託事業の実施要領等に定める委託調査等の実施と直接関係ある出張又は用務に従事した場合に限るものとする。

- 2 乙は、前項の規定に違反した不適切な委託費の経理を行ったと甲が認めた場合には、当該違反等に係る委託費の交付を受けることができず、又は既にその交付を受けている場合には、甲の指示に従い当該額を返還しなければならない。

(秘密の保持等)

第37条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、この委託事業に関する資料を転写し、又は第三者に閲覧若しくは貸出してはならない。

(個人情報に関する秘密保持等)

第38条 乙及びこの委託事業に従事する者（従事した者を含む。以下「委託事業従事者」という。）は、この委託事業に関して知り得た個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を委託事業の遂行に使用する以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 乙及び委託事業従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前二項については、この委託事業が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第39条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ委託事業の目的を達

成することができない場合以外には、複製、送信、送付又は持ち出しをしてはならない。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第40条 乙は、委託事業を行うために保有した個人情報について、漏えい等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(委託事業終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第41条 乙は、委託事業が終了したときは、この委託事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、甲より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(再委託の条件)

第42条 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要かつ適切な監督を行い、第38条から第41条に規定する甲に対する義務と同一の義務を当該第三者が甲に対して負う旨当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、甲の承認を受け、この委託事業を第三者に再委託する場合は、第27条から第32条に規定する甲に対する義務と同一の義務を当該第三者が甲に対して負う旨当該第三者に約させなければならない。

(疑義の解決)

第43条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名の上、各1通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

委託者（甲）　　東京都千代田区霞が関1丁目2番1号
　　支出負担行為担当官
　　農林水産省大臣官房参事官（経理）
　　須田　瓦

受託者（乙）　　住　所
　　氏　名

（注）電子契約書以外の場合は、甲乙それぞれ押印が必要。

委託事業計画書

1 事業内容

ア 事業実施方針

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、事業を実施する。

イ 事業内容

仕様書のとおり。

ウ 事業実施期間

契約締結日～令和9年3月23日

エ 担当者

オ 報告の方法

仕様書のとおり。

2 収支予算

収入の部

区分	予算額	備考
国庫委託費		うち消費税及び地方消費税の額○○円
計		

支出の部

区分	予算額	備考
計		

（注）備考欄には、各区分ごとの経費に係る算出基礎を記入し、必要がある場合は説明を付すこと。

一般管理費を経費として計上する場合は、原則、人件費及び事業費（再委託費を除く）の10%以内とし、これによりがたい場合は受託者の内部規程等で定められた率を使用すること。

備品（原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものうち取得価格が50,000円以上の物品）の購入は認めない。

3 再委託先等

氏名又は名称	住所	業務の範囲	必要性及び契約金額

（注）再委託先名及び金額が記載されている提案書が当該委託事業の仕様書として採用された場合に限る。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

4 構成員の事業計画

ア 担当事業名	イ 構成員名	ウ 構成員の事業内容
	住所	委託限度額： 円 登録番号
	名称	
	住所	委託限度額： 円 登録番号
	名称	
	住所	委託限度額： 円 登録番号
	名称	

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第2号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業再委託承認申請書

番号
年月日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住所
氏名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業について、下記のとおり再委託したいので、委託契約書第5条第2項の規定により承認されたく申請します。

記

1 再委託先の相手方の氏名又は名称及び住所

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 再委託金額

5 個人情報の取扱いに関する事項

6 その他必要な事項

(注) 1 申請時に再委託先及び再委託金額（限度額を含む。）を特定できない事情がある場合には、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託金額が決定した場合には、当該事項をこの書類に準じて、報告すること。

2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は再委託金額（限度額を含む。）を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

3 契約の性質に応じて、適宜、様式を変更して使用すること。

(別紙様式第3号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業実績報告書

番号
年月日

支出負担行為担当官

農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

官署支出官

農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

（受託者）

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業について、下記のとおり、事業を実施したので、委託契約書第8条の規定により、その実績を報告します。
(なお、併せて委託費金 円也の支払を請求します。)

記

1 事業の実施状況

- ア 事業内容
- イ 事業実施期間
- ウ 担当者
- エ 事業の成果（又はその概略）
- オ 事業成果報告書の配付実績等

2 収支精算

収入の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
国庫委託費					うち消費税及び地方消費税の額○○円
計					

支出の部

区分	精算額	予算額	比較増減		備考
			増	減	
計					

（注）・備考欄には、精算の内訳を記載すること。

(契約の相手方が共同事業体の場合)

3 構成員の実績

ア 担当事業名	イ 構成員名		ウ 構成員の事業内容
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		
	住所		実績額： 円
	名称		

- ・代表機関を含む構成員の担当者は相互に連携し、十分確認の上、作成すること。
- ・1行目に代表機関の事業計画を記載すること。また、2行目以降は、参画する構成員の事業計画を記載すること。
- ・ア 担当事業名欄については、仕様書に示す事業内容のうち構成員が実施する課題名を記載すること。
- ・ウ 構成員の事業内容欄については、構成員が実施する事業内容の概略を記載すること。

(別紙様式第4号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業委託費概算払・精算払 請求書

番 号
年 月 日

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

(受託者)

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業について、下記により、委託費
金 円也を、 概算払・精算払 により支払されたく請求します。

記

区分	国庫委託費	既受領額		今回請求額		残額		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	出来高	金額	出来高		

(注) • 精算払請求の場合については、実績報告書に併記することにより請求書に代えることができるものとする。

(別紙様式第5号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業中止(廃止)申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官(経理) 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業について、下記により中止(廃止)したいので、委託契約書第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 委託事業の中止(廃止)の理由
- 2 中止(廃止)しようとする以前の事業実施状況
 - ア 事業について
 - イ 経費について

経費支出状況

経費の区分	○月○日現在 支出済額	残 額	支出予定額	中止(又は廃 止)に伴う 不 用 額	備 考
			× × × × × × × × × × × × × × × ×		

- 3 中止(廃止)後の措置
 - ア 事業について
 - イ 経費について
 - ウ 経費支出予定明細

経費の区分	支出予定額	算 出 基 础 (名称、数量、単価、金額)
		× × × × × × × × × × × × × × × ×

(別紙様式第6号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け契約の令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第14条第1項の規定により承認されたく申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更する事業計画又は事業内容
- 3 変更経費区分

(注) 記載方法は、別に定めのある場合を除き、委託事業計画書の様式を準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載のこと。

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る確認書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)
住 所
氏 名

○○（以下「乙」という。）は、農林水産省官房参事官（経理）（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

- 1 乙は、委託事業（令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業）の研究に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託事業に係る令和〇年〇月〇日付け契約書（以下「本件委託契約書」という。）の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- 2 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該委託に係る特許権等（本件委託契約書第26条に規定する特許権等をいう。）を利用する権利を甲に許諾する。
- 3 乙は、当該特許権等を相当期間（明確な期間を希望する場合は3年間）活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾する。
- 4 乙は、上記2に基づき甲に当該特許権等を利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
- 5 乙は、甲が上記3に基づき、当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
- 6 乙は、甲以外の第三者に当該特許権等の移転又は当該特許権等についての専用実施権若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（独占的通常実施権の許諾を含む。以下「専用実施権等の設定等」という。）をする場合には、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、予め甲の承認を受ける。
 - イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に当該特許権等の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以上

(別紙様式第8号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る特許権等出願通知書

番号
年月日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住所
氏名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」について、下記のとおり特許権等の出願を行いましたので、委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願国
- 2 出願に係る特許権等の種類
- 3 発明等の名称
- 4 出願日
- 5 出願番号
- 6 出願人
- 7 優先権主張
- 8 出願前の移転

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る特許権等通知書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る特許権等の登録等の状況について委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 出願等に係る特許権等の種類
- 2 発明等の名称
- 3 出願番号
- 4 出願人(権利者でも可)
- 5 登録日
- 6 登録番号
- 7 登録国

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る著作物通知書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

令和 年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る著作物について委託契約書第29条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 著作物の種類
- 2 著作物の題号
- 3 著作物の氏名（名称）
- 4 著作物の内容

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る特許権等移転事前通知書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に譲渡する予定ですので、委託契約書第30条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
 - 2 特許権等を移転する相手
 - 3 特許権等を移転する比率
 - 4 特許権等を移転する理由
 - 5 特許権等を移転することにより見込まれる効果等
 - 6 特許権等の移転予定年月日
 - 7 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無
 - 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手先
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- (添付書類)
譲渡契約書（案）

(別紙様式第12号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る特許権等実施許諾通知書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき甲以外の第三者に実施許諾する予定ですので、委託契約書第31条第2項の規定に基づき、下記の事項について通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等の実施許諾の種類（専用実施権の場合は特許権等の登録年月日を記述）
- 3 特許権等を実施許諾する相手
- 4 特許権等を実施許諾する理由
- 5 特許権等を実施許諾することにより見込まれる効果等
- 6 許諾契約予定年月
- 7 実施契約期
- 8 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 9 特許権等の特許権者が2以上の場合、各共有者の承諾の有無

(添付書類)

- 譲渡契約書（案）
1. 実施契約書（案）
 2. 実施料算定内訳書
 3. 実施に係る事業計画書

(別紙様式第13号)

令和8年度植物品種等海外流出防止総合対策・推進委託事業に係る特許権等放棄事前通知書

番 号
年 月 日

支出負担行為担当官
農林水産省大臣官房参事官（経理） 殿

(受託者)

住 所
氏 名

この度、本委託事業の成果に係る特許権等につき放棄する予定ですので、委託契約書第32条の規定に基づき、下記の事項について事前に通知します。

記

- 1 特許権等の名称及び権利期間
- 2 特許権等を放棄する理由
- 3 特許権等の放棄予定年月日
- 4 特許権等登録年月日
- 5 特許権等のこれまでの実施許諾について
 - ①相手
 - ②実施期間
 - ③許諾料収入
- 6 特許権等が実施許諾期間中である場合、許諾相手方の承諾の有無